

綾川河口域における開発史 —古代から中世の林田郷周辺—

西村尋文・佐藤竜馬

はじめに

平成23年度の讃岐国府跡探索事業では、林田地区（坂出市林田町）の地形・水利・地名調査を行った。その過程で、古代から近世初頭の事象と考えられる要素をいくつか見出すことができた。そこで以下では、それらの要素について現段階での検討内容を記すことにしたい。

I. 海域世界としての古・坂出湾

1. 古・坂出湾

国土地理院「5mメッシュ標高データ」で標高3m以下にグラデーションを付けると、我々が見慣れた地図世界とは異なった、古い海域世界が現れる。備讃海峡の東西両側の平野部に、大きく湾入するような低地が浮かんでくるのである。

備讃海峡東側では、高松市街地と屋島の間に大きく湾入する低地が認められ、近世の干拓の範囲と概ね整合する。中世以前に存在した海域「古・高松湾」である。ここでの歴史的推移については、近年、いくつかの研究成果が示されている¹。

海峡の西側にも、坂出市街地を最深部とする湾入する低地が認められる。大屋富一青海一高屋一林田一西庄一江尻一福江一坂出一御供所と集落が連なる旧海岸線と、その中央に乱流しつつゆったりと注ぎ込む綾川からなる地形の存在がうかがえる。これらの西外側には宇多津、東外側には木沢・王越が控える。以上の海域世界を「古・坂出湾」と呼称したい。

2. 古・坂出湾の構成とヘゲモニー争い

古・坂出湾には、港が複数展開している。このうち、中世の史料に名前が見える港としては、松山津と福江がある。これに加えて近世の地誌や地図などから、中世における港湾機能が想定される場所として、

1 松本和彦 2009「野原の景観と地域構造」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
上野 進 2009「中世野原をめぐる寺社と領主」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
乗松真也 2009「中世港町の漁撈集団」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
渋谷啓一 2009「古・高松湾と瀬戸内世界」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
松田朝由 2009「中世石造物の流通から見た讃岐の地域性と野原」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
佐藤竜馬 2009「初期高松城下町の在地的要素」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院
上野進・佐藤竜馬 2009「中世港町・野原について」『歴史に見る四国－その内と外と－』雄山閣
市村高男 2007「中世讃岐の港町と瀬戸内海海運－近世都市高松を生み出した条件－」『海に開かれた都市～高松－港湾都市900年のあゆみ～』香川県歴史博物館

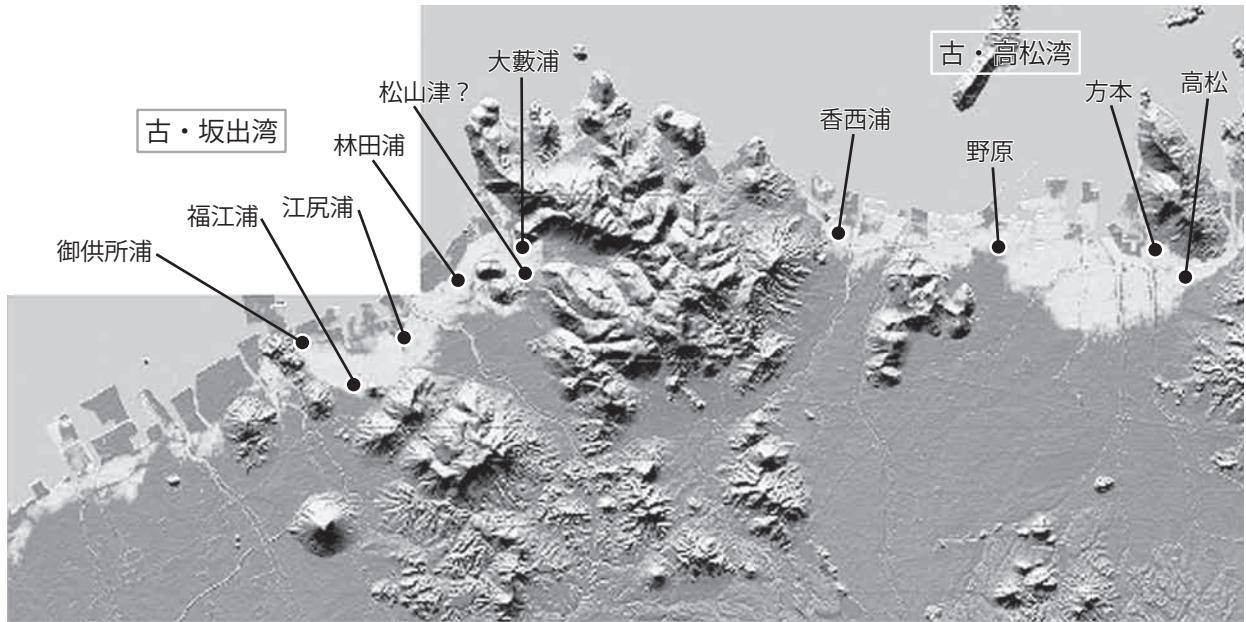


図1 古・坂出湾概念図（国土地理院5mメッシュ図を加工）

大藪浦・林田浦・江尻浦・御供所浦などがある。

「松山津」の史料上の初見は、「讃岐に詣でて、松山の津と申所に、院おはしましけん御跡尋ねけれど、形も無かりければ」と記す『山家集』（鎌倉時代）である。これに続いて『白峯寺縁起』（1406年、応永13）において、「松山津」と見える。これら以外で、「津」を付さずに「松山」とのみ記す中世史料がある。『とはづがたり』（1313年、正和2までに成立）や、『新葉和歌集』（1381年、弘和元）、『鹿苑院殿巖島詣記』（1389年、康応元）などである。

12~14世紀に「松山津」が存在したことは、事実として認めてよいであろう。しかし、大山氏が指摘するように、『菅家文草』において菅原道真は「津」と記すにとどまることから、「松山津」と無前提に同一視することには問題がある²。松ヶ浦や梶取（東梶・西梶）、あるいは「林津（林田津？）」（「石清水八幡宮文書目録」）、「国津」との関係も不分明である。旧地形や遺跡の分布などから作られるイメージと、どのように整合するのか、突き合せていく必要がある。

福江は、「綾氏系図」（南北朝期）に「福江湊浦」と見え、兵庫関に入った船に「福江丸」があったことが見える（1460年、長禄4、「六波羅蜜寺文書」）ことから、崇徳院御影堂領北山本新庄の年貢積み出し港としての役割をもっていたことがうかがえる。また、『玉藻集』（1677年、延宝5）には、天正7年の香川民部少輔（西庄城主）の讃岐復帰のこととして、以下のような記述を載せる。

讃州宇足津の浦にわたる。香川、潮を計て遠干潟の坂出の浜魚の御堂より八町計沖の方を一文字に渡し、西ノ庄へ押着ける。（中略）彼中道と云は、聖通寺山より西ノ庄の間一里なり。外は道なく、陸路の方より八町計は歩の者足も立たざる深江なり。沖は満汐にてなけれ共、猶足入なり。

海の中道（現在の寿町2丁目、本町2丁目、元町2・4丁目の砂堆）が形成途上で、福江の浜との間は水深が深かったことが分る。なお、後述するように、福江の港湾機能は古代までは確実に遡ることができる。

江戸時代においてもなお、古・坂出湾沿いの諸浦が存在することからすれば、地形環境の変化に対応し

2 大山真充 2010「菅原道真・『菅家文草』研究」『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター

つつ港湾機能の維持（延命）が図られていたと見るべきであろう。

このため、単純で一方的な図式で解釈することは難しいことはもちろんである。しかし同時に、個別の港湾にとどまらずに様々な地域レベル（古・坂出湾—備讃海峡—中・東部瀬戸内海）での位置付け（役割）を考えるならば、そこにはかなりの変動を見出すことができる。

《レベル1：古・坂出湾》

湾の東側＝「松山津」と、西側＝福江浦のち御供所・平山・宇多津の対抗関係である。西側では内部の対抗関係がある。古・坂出湾における地形環境の変化（砂堆形成、潟湖埋積、河道変化）を主な背景に進展したと考えられる。

図式としては、両者の並立（7世紀）→「松山津」の優勢（8～12世紀）→宇多津・平山・御供所の優勢（13～17世紀）→坂出浦の興隆（18～19世紀）という流れが考えられる。

《レベル2：備讃海峡》

海峡の西側（古・坂出湾）と東側（古・高松湾）における、讃岐国内での中心的な港湾機能をめぐる対抗関係である。政治拠点の位置と密接に関連しており、その背景となる中央政権の指向性に、強い影響を与えられていると推測される。

図式としては、両者の並立（7世紀）→古・坂出湾の優勢（8～14世紀）→両者の並立（14～16世紀）→古・坂出湾の優勢（16世紀末葉）→古・高松湾の優勢（16世紀末葉～17世紀中葉）→古・坂出湾外周地域の拡張（丸亀城下町建設）と、両者の並立（17世紀中葉～19世紀）、という流れが考えられる。

レベル1・2の二つの要因が関わり合いつつ、古・坂出湾の諸浦の機能が変動していくのではなかろうか。

II. 総社神社遺跡の性格

1. 遺物の散布状況と特徴

総社神社は旧林田村の郷社であり、926年（延長4）に国府近傍で創祀されたとの社伝をもつ³。現在地を社地とした年代については不明だが、1597年（慶長2）に新社殿が建てられたといい、近世には現在のような状況で固定されたと考えられる。国府近傍での創建という伝承も信憑性を検討する必要はあるが、いずれにしても讃岐一国の総社として存在したのは10世紀以降のこととしてよからう。

ところで境内には総社神社遺跡があり、弥生時代中期中葉の壺形土器がほぼ完形で出土していることから、これまで弥生時代の遺跡として



写真1 総社神社境内

3 川野正雄・武田明監修 1989『香川県の地名』平凡社

認識してきた。しかし、地表面で採集できる土器は、古代から中世、特に8～9世紀代を主体としており、弥生土器の散布はほとんど認められない。遺物は、境内のほぼ全域で採集できるが、特に北半部に多く散布する傾向がある。

8～9世紀の土器には、土師器杯A・甕、須恵器杯A・杯B・杯B蓋・壺K・甕などがある。須恵器が主体で土師器が少数にとどまっている点は、讃岐国府跡を含めた県内の古代遺跡と同じであるが、中に畿内系の土師器杯Aを伴うことは、やや異質な点である。中世の遺物としては、I期の楠葉型瓦器椀が出土していることが注目される。

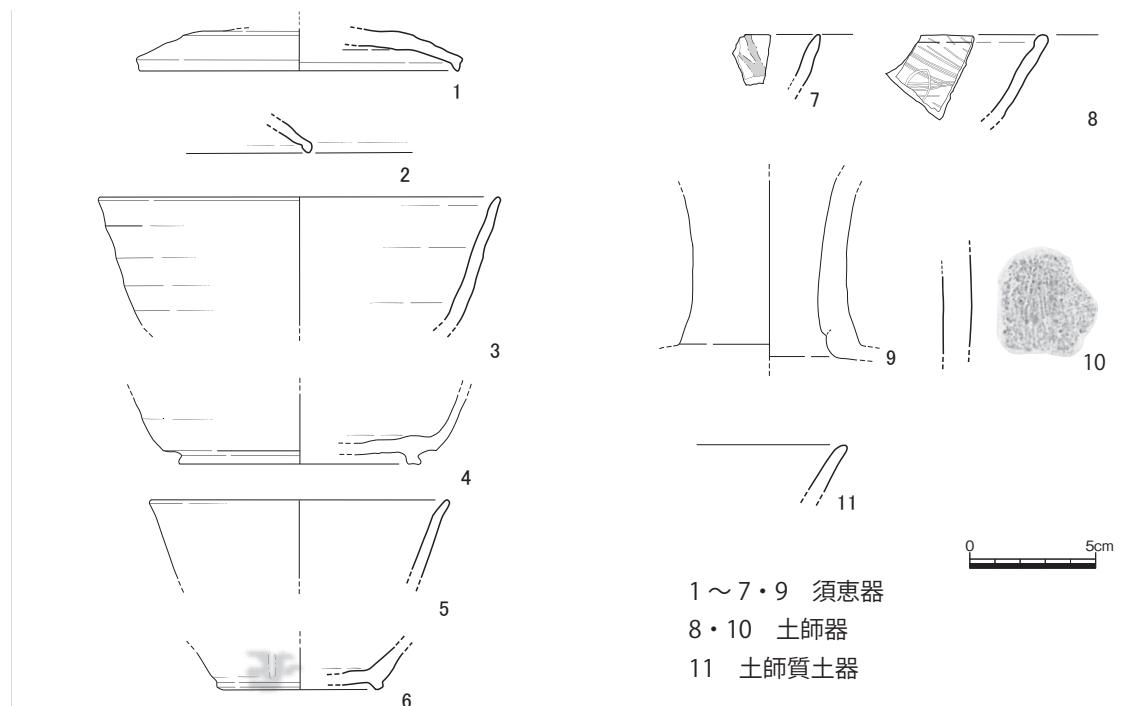


図2 総社神社遺跡出土遺物 (S=1/3)

2. 遺跡の立地

改めて遺跡の立地を見ると、総社神社境内と東側・北側にまとまる総社集落は、周囲の土地とは明瞭な高低差を伴う微高地であることが分る。国土地理院「5mメッシュ標高データ」でも、このエリアが小高い場所であることが明瞭に読み取れる。林田町周辺の地形分類は今後の課題であるが、総社神社周辺の微高地は自然堤防もしくは砂堆と考えられ、古代の古・坂出湾において最も海側に突出した安定した地形面に遺跡が所在することができる。

現在の土地利用形態による制約もあり、林田町における遺物散布状況の把握は容易ではないが、総倉神社・八坂神社の境内では古代の遺物の散布を認めることはできず、中世の遺物も八坂神社境内で十瓶山窯産須恵器甕（12世紀）の細片が採集できたのとどまる。浜中・浜西集落が乗る規模の大きな砂堆上でも、古代～中世の遺物は採集できなかった。

一方、雲井御所伝承地周辺は南北に細長い微高地であるが、伝承地の北側一帯では12~15世紀の土師質土器杯・小皿、楠井産須恵質擂鉢などが採集できた。また細片であるが、8世紀頃の須恵器甕片も採集されている。この地占の西側には、綾川の旧河道を介した微高地に東堀遺跡があり、龍泉窯系青磁碗・皿

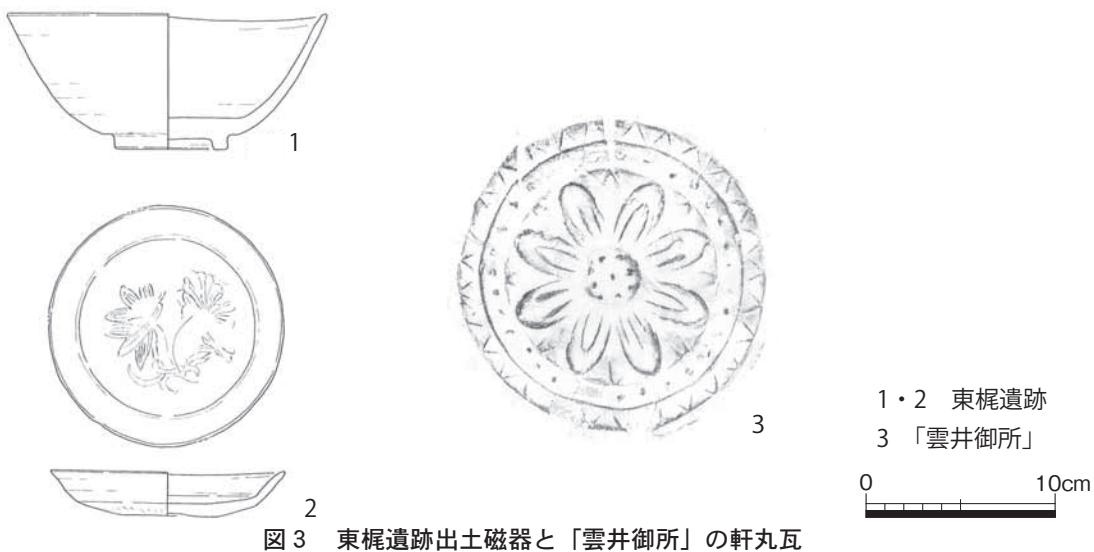


図3 東桿遺跡出土磁器と「雲井御所」の軒丸瓦

が出土している⁴。

また、原資料の所在は不明であるが、洲崎寺（高松市牟礼町）所蔵の拓本資料に「雲井御所」と注記された軒丸瓦拓本がある。瓦当文様は八葉重弁蓮華文であり、外区に鋸歯文帯と連珠文帯が巡る。いわゆる「備中式」軒丸瓦に近い要素をもつものであるが、「備中式」の分布域である備中や摂津には同範例はない。出土地点・状況が不明なため評価が難しいが、今回の現地調査でも雲井御所伝承地周辺では瓦の散布は確認できなかったため、付近に古代寺院が存在したと考えることはできない⁵。いずれにしても、同種の軒丸瓦は讃岐の古代寺院では類例がないため、もし雲井御所伝承地周辺から出土したとすれば、他地域からの搬入と見ることができる。

以上のように、総社神社遺跡は8～9世紀の林田郷において、ほとんど唯一の臨海性遺跡であり、同時期の製塩土器や漁撈具が見られず、畿内系土師器が見られることを最大限評価すれば、外部との交通関係を指向する機能を有していたと考えることもできる。

古・坂出湾における同時期の臨海性遺跡としては、福江浦に近接する文京町二丁目西遺跡があるが、漁撈活動（飯蛸漁）よりも若干遅れた8世紀後半頃から交易機能を担うようになったことが想定されており⁶、総社神社遺跡の顕在化とほぼ軌を一にしているといえよう。

3. 想定される遺跡の性格

『菅家文草』巻第三の「寒早十首」に見える、「賃船の人」(206)・「魚を釣る人」(207)・「塩を売る人」・「商(塩商人)」(208)は、津頭（港のたもと）に集い売買や廻漕の請け負いをする存在として詠われている。886年（仁和2）に作られたと見られるこの漢詩は、都市人（都人）としての菅原道真のまなざしが投影され

4 蔵本晋司 2010「関連調査の成果」『香川県埋蔵文化財センター年報 平成21年度』。資料は鼓岡文庫所蔵。

5 間壁葭子氏が讃岐の古代寺院として「長命寺」を挙げているのは、当該資料の存在によるものであろうか。間壁 1970「官寺と私寺」『古代の日本 中国・四国』（後、『吉備古代史の基礎的考察』（1992）に再録）

6 本紀要の乘松原稿を参照。

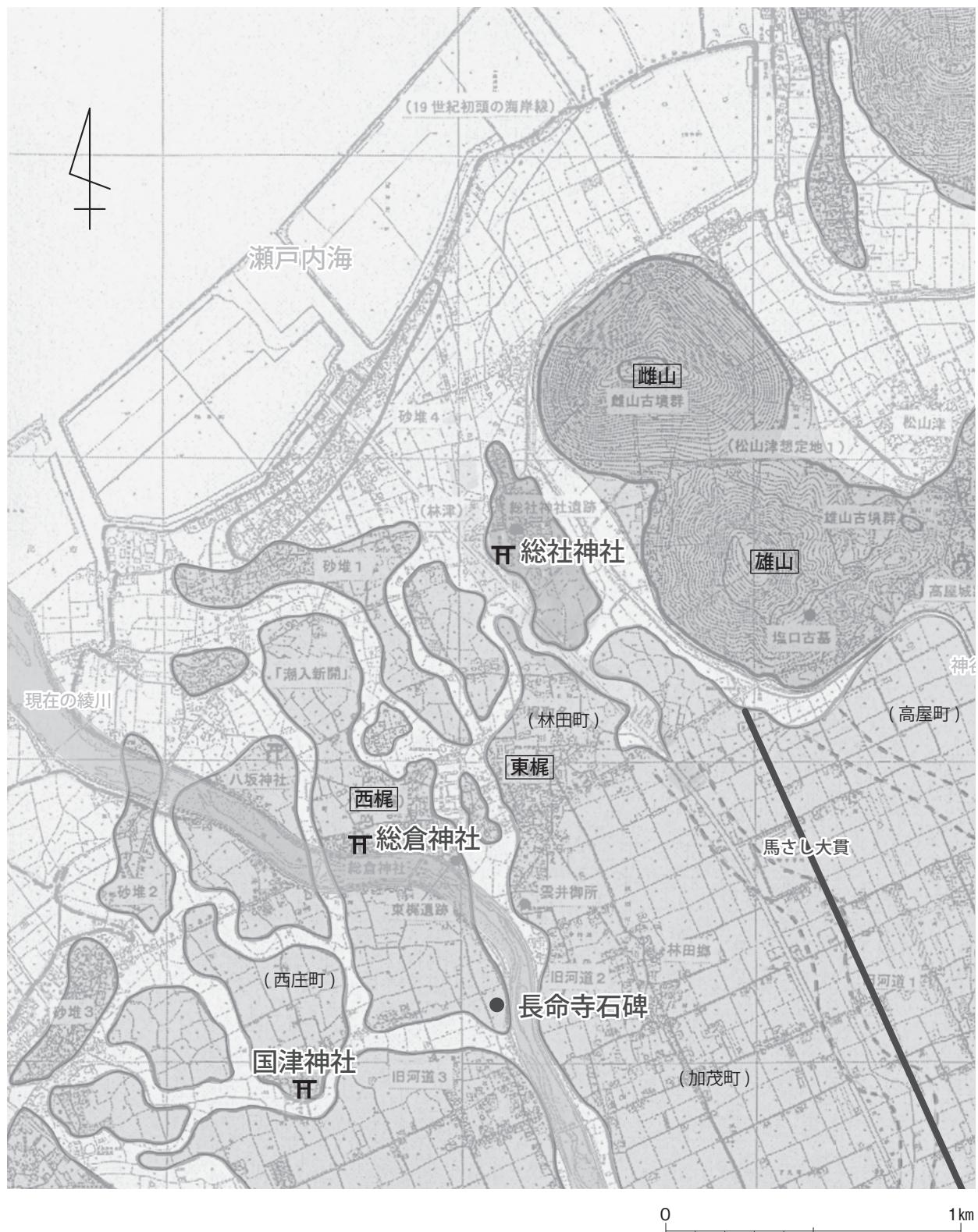


図4 綾川下流域の旧地形想定図

ていることに注意する必要があり、実際には必ずしも憐れむべき存在ではない、たくましい庶民の暮らしを読み取るべきだと意見がある⁷。

彼等が集った「津頭」とは、どこを指すのであろうか。まず最初に思い浮かぶのは、「予れ近会、津の頭なる客館に、小松を移し種ゑて、遊覧に備へたりき」との自註（234）があり、別の詩（222）で「小松を分ち種ゑて」と詠んだ「官舎」＝「松山館」に程近い「松山津」である。しかし、松山津は雄山・雌山の東麓に広がる入江に面した閉鎖的な港湾と考えられ、「松山館の主要機能は要人の接待・逗留であることから、限られた人的な移動（交通）を前提にするものであり、一般的な流通とは一応切り離される」⁸。これに対して林田郷周辺は、綾川の河川交通と海運の結節点として位置付けられ、「石清水八幡宮文書目録」（石清水文書）において1023年（治安3）の文書で讃岐国の石清水領として見える「林津」が、林田の港湾（林田津）のことを指す可能性がある。したがって「寒早十首」のいう「津頭」とは、林田（林津）の一角と捉えた方が妥当であり、2. での状況を踏まえると、総社神社遺跡周辺が最もふさわしい場所と考えられる。

ところで「津頭」には、「塩を売る人」が塩商人を訴えることを考えた「吏」がいたことが詠われております（208）、港湾の管理を行う役人と役所が存在したことがうかがえる。具体的な分析は今後の課題とせざるを得ないが、総社神社遺跡の性格の一端をここに見出すことができるのではなかろうか。

III. 梶取名の開発と碇石

1. 西碇石と東碇石

林田町字西梶には、地元で「碇石」と呼称される石造物が2基存在する。西碇石は総倉神社の西約150mの水田に、東碇石は同神社の東約100mの宅地にある。これらは『綾北問尋鈔』（1755年、宝暦5）に、以下のような記載が見られる。

綾北問尋鈔
碇石 〔神功〕皇后御船の纜取
し石連東西にあり。其間十町計
り。

神功皇后がここに着岸したのは、「三韓征伐」の際に強風が吹き航行が危険になつたためと、同書の「東梶・西梶」の項で記す。同種の説話は、幕末の『讃岐国名勝図会』にも記されている。また、総倉神社境内の石製注連柱（1888年、明治21）の片側には、「靈区碇石表神威」と刻されており、総倉神社との関わりを示唆するが、これは牛頭天王（惣藏天王、現在の



写真2 総倉神社境内と注連柱

7 渋谷啓一 2009 「『寒早十首』が描く民衆の姿について」『歴史評論』第710号、歴史科学協議会

8 香川県歴史博物館・香川県埋蔵文化財センター共同調査・研究班2007 「調査メモ4 松山津周辺の景観」『四国村落遺跡研究会シンポジウム 港町の原像－中世港町・野原と讃岐の港町』



写真3 西碇石の現状



写真4 東碇石の現状

総倉神社) が神功皇后の船の右楫を守護したとする伝承 (『綾北問尋鈔』「東梶・西梶」「牛頭天王」の項) に由来するものであろう。

ところで『綾北問尋鈔』では、両碇石 (纜石) の間隔は10町 (約1,100m) とされており、現在の約250mとは著しく異なっている。同書における神功皇后伝承では、皇后の船を守護した神は東梶 (楫取宮、近代の東梶神社⁹か) と西梶 (総倉神社) がセットになっていることを踏まえると、同書編纂時は東の纜石が東梶神社周辺にあったのではないかと推測される。ちなみに西碇石から東梶神社旧境内地までは800m程度であり、字「城ノ角」の東限までは約1,100mであることから、上記の想定は距離の点では整合する。東碇石が現在の石造物とされるようになったのは、地方改良運動により明治末期頃に東梶神社が総社神社に合併され、拠るべき伝承地が失われたことによるのではないかろうか。その際、東碇石が東梶から移転されたのか、新たに西梶の石造物が東碇石とされたのかは不明である。

東西の碇石を現在の考古学的知見で見ると、西碇石は五夜ヶ嶽産の凝灰角礫岩で作られた六角石

幢であり、東碇石は五夜ヶ嶽産凝灰角礫岩の五輪塔水輪と考えられる。両者ともに15~16世紀の所産と思われ、伝承で語られるような係船石柱ではないことは明確である。

したがって、碇石 (纜石) というのは事実無根な伝承ということになるが、近世にいわれていた纜石に相当するかどうか不明な東碇石はしばらく措くとして、西碇石はどのような事情で纜石として語られるようになったのであろうか。西碇石は、水田の中に斜めに埋没して存在しており、この地域の石造物の多くが総社神社・薬師院 (総倉神社) に集められているのとは異なるあり方を示している。つまり水田の中にあり、そこから動かされていないという不自然さが、伝承の付会をもたらしたともいえるのである。

2. 中世の梶取名と「潮入新開」

中世の東梶・西梶は、八坂神社文書や「昭慶門院領目録案」、薬師院所蔵の鰐口銘 (1390年、明徳元) によれば「梶取名」と呼ばれていたことが分る。

京都の祇園社は、文永年間 (1264~74年) に林田郷内の「湖 (潮カ) 入新開」を寄進され、開発を進めている (『社家条々記録』)。「湖 (潮) 入新開」については、「林田郷内并梶取名内潮入新開」という記述

9 坂出市林田出張所保管の「社寺檀家氏子信徒総代名簿」(明治24年起) に綴じられた「神社明細帳訂正願」(明治42年9月10日) には、東梶神社が字城角2,198番地にあることが記されている。

がある（「八坂神社記録」）ため、①林田郷内で梶取名内、②梶取名内と梶取名以外の林田郷内、という二通りに読める。当初、「讃岐国林田郷内湖入新開」と見えること、また梶取名が1306年（嘉元4）の「昭慶門院御領目録案」によると別の者が知行していること、などから、②の可能性を考えておきたい。つまり、「湖（潮）入新開」は、梶取名の一部とそれ以外の林田郷内にまたがって存在している、と推測される。

「湖（潮）入新開」の比定地は、現在の林田町新開とする説もある¹⁰。しかし、香川県内の「新開」地名は、そのほとんどが近世以降の開発による地名であり、中世まで遡る地名は確認できない。立地が海浜部と内陸部に分けられ、海浜部は干拓による新田・塩田開発が、内陸部は新たな用水源確保による丘陵部の開発や、河道の固定による平野部の再開発、という事情が考えられる。本紀要掲載の森下原稿で明らかにされているように、林田の「新開」は江戸時代に継続的な耕地開発が行われたエリアであり、やはり中世まで遡らることは困難である。

さて、祇園社関係の史料を見ると、1340年（暦応3）の「顕増譲状」に以下のような注目される記載がある。

讃岐国■（潮カ）入新開田内壱町塩浜五段内三反坪附等在之

塩浜5反のうち、3反分に条里の坪付がある、と記されている。このことから、塩浜（塩田）の一部は条里による所在把握が可能な場所であったことがうかがえ、条里型地割の広がるエリアに近接して存在していたことが推測される。あるいは塩浜自体も、条里型地割に規制された形態をとっていた可能性がある。5反分の田については、条里坪付の記載がないため、2反の塩浜と同じく条里型地割の規制を受けない形状だったと考えられる。

ところで祇園社領の新開田が、「湖入新開」あるいは「潮入新開」と記されていることに、留意する必要がある。「湖入」については、現状では「潮入」の誤記の可能性が想定されているものの、綾川旧河道と砂堆の間のラグーン状の水域を考慮すれば、「湖入」という表現もあり得る表現といえよう。

以上を踏まえると、八坂神社領として新田・塩浜の開発が行われたのは、東梶・西梶・川向（以上、林田町）、東条・南条（以上、江尻町）付近のエリアの範囲内で捉えるのが妥当であろう。

なお「顕増譲状」には、「潮入者、可被止隆晴法眼之押領之儀旨」と記されているところから、隆晴という者が押領行為を働いていたことが分る。隆晴が単に顕増の所領を押領しただけとも読めるが、わずか1町の土地であることからすれば、この狭小な土地だけにとどまらない動きが考えられる。押領者は、開発者として地域に基盤をもつことがしばしば見られ、隆晴自身もこのエリアを積極的に開発する小領主の一人と位置付けた方がよいかもしれない。

条里型地割の延伸による開発と、地形に応じた不定形な開発単位。この二者が、綾川河口エリアにおける中世の開発パターンと捉えることができる。祇園社はそうした土地を、飛び地を含む形で少しづつ開発したことが分る。

3. 傍示石の可能性と記憶の継承

祇園社領に表れたような小面積で錯綜した土地領有形態の中で、複数の領主が並立し、開発の進展で新たな土地が追加されるような状況下では、各所に境界を明示する標識が必要になったであろう。境内などの結界を示す役割をもつ石幢としての西碇石が、傍示石（境界柱）として使われた可能性を考えることはできないだろうか。

10 註3文献

古代～中世の庄園関係史料（絵図など）には傍示として、「石柱」（「額安寺伽藍并条里図」）・「石塔」（「大国百濟庄絵図」）という表記が見られ、笠塔婆形の傍示を描いた例もある（「丹波国吉富庄絵図」）。さらに傍示ではないが、所領内の目印として石塔（大塚）が描かれた例もある（「善通寺伽藍并寺領絵図」）。

境界表示という、本来の役割が江戸時代には忘れ去られたものの、地域にとって重要な意味をもつというイメージだけが記憶に残った。そしてその意味付けが、江戸時代の郷土意識の高揚の中で、改めて行われたのではなかろうか。

（佐藤）

IV. 近世初頭の村切り

1. 林田地区周辺の町境

坂出市林田町は綾川河口周辺に位置し、周囲は高屋町、加茂町、西庄町、江尻町に接している。林田町と接する町境のうち東辺の高屋町及び南辺の加茂町とは、周辺域に広がる条里型地割の坪境をもとに直



図5 現在の林田町域と綾川・条里型地割

線状に区切られている。一方、西辺の西庄村、江尻町との町境のうち、近年の埋立地を除く地域では、綾川西岸部を川筋に沿うように取り込んでおり、綾川を西へ超え飛び地状になっている点で特徴がある。そのため、ここでは、その地域の町境の成立過程について考えてみたい。

2. 林田町西辺部の地形・地名から考えられる村境の問題

林田町西辺部にあたる林田町綾川西岸部の地形は総体的に地盤が低い。また、この地域の地割りは複雑に乱れているが、傾向として綾川の流路に沿うように乱れている地域もあり、綾川の旧流路が重複した氾濫原であることが推定できる。また、綾川西岸部の古地名を、近世の検地帳をもとに調べれば、「●●新開」などの地名が数多く残っている地域であることが解る。「新開」地名は主に近世以降に開墾された地域に付けられる地名であることから、この地域は江戸時代以降に開墾された地域であることが推測される。おそらく、古代から中世までの長期間、この地域は綾川の流路に幾度となく侵食され、荒地ないし湿地状を呈していたが、近世以降に新たに農地として開発された地域と考えられる。

現在の町境は近世初頭に定められた、所謂村切りを踏襲していることが一般的と言われている。これら事と先述した、林田町綾川西岸部の地理的特徴や、古地名等を考慮すれば、近世初頭の綾川の川筋は、現在の位置より西側にあたる、林田町の綾川西岸部に流れている、その川筋が現在の村境へと踏襲される境界として定められていたのであるが、近世初頭以降に川筋を東へ移し現在の位置に固定された可能性が考えられる。

3. 二つの資料

林田町綾川西岸部の地域史を詳細に検討するうえで、資料としてあげられるものに、鎌田共済会郷土博物館所蔵の「阿野郡北絵図」と、江戸時代の文献である「綾北問尋鈔」の記録がある。

●鎌田共済会郷土博物館所蔵「阿野郡北絵図」(本紀要森下原稿第4図)

鎌田共済会郷土博物館には昭和12年の写本であるが、江戸時代後半（19世紀前半）の綾北条郡（阿野郡北）を描いた「阿野郡北絵図」がある。この絵図には、久米栄左衛門による坂出塩田（文政12年、1829）が描かれておらず、木沢浜塩田（明和・宝暦頃）や高屋浜（明和以前）が描かれていることから、おおよそ18世紀末～19世紀初頭の景観が描かれているようである。

この絵図からは、当時の村境、社寺・旧跡の位置、綾川から派生する小河川ないし灌漑網等が読み取れ



写真5 綾川左岸に建つ長命寺碑

る。その記録は比較的正確で、現在まで継続して使用されている灌漑水路網も確認できる。なお、この絵図に記された林田町の綾川西岸部の村境についてであるが、概観する限り現在の町境とさほど差がない。そのため、川筋が移動したのは、この絵図を描く前の出来事と推定できる。

● 「綾北問尋鈔」

江戸時代の文献である「綾北問尋鈔」（宝暦五年、1755）には、綾川の西岸にある「長命寺」についての記録がある。この文献では、「長命寺」は綾川の左岸西庄町原にあり、境内は方四町を測り、仏閣建ち並び名高き靈場であったと記されている。また、長命寺は保元の乱（1156）の後、崇徳上皇が一時滞在していた「雲井御所」と推定している。上皇はこの長命寺境内に武士を集め射芸を楽しめたり、歌を詠まれたりして過ごしていたような伝承がある。天正年間この寺院は長曾我部氏の讃岐侵攻に伴い兵火により大部分は焼失するが、焼け残っていた崇徳上皇ゆかりの柱が一本あったようである。しかし、萬治年間（江戸時代前半、1658～1660）に洪水で堤が崩れ完全に流失したことが、この記録に記されている。

なお、長命寺が所在していた場所については、大正六年に林田村により建立された長命寺跡碑の周辺とも考えられるが、近世の検地帳によればこの石碑の南約100mの地点に、「長命寺新開」の古地名があり、おそらく、この地点辺りに所在していた可能性が高い。

4. 推定される村境の成り立ち

林田町の綾川西岸部に流れていた川筋が、東へ移し現在の位置に至る経緯については、先述した「綾北問尋鈔」に記された萬治年間（17世紀中頃）の水害以降の川普請により、流路を東に付け替えた可能性が考えられる。しかし、それを証明する詳細な資料は見出せないが、おそらく、この水害以降の川普請の際に、堤を修築し人為的に川筋を現在の位置に付け変えた可能性が高い。

また、萬治年間（17世紀中頃）の水害との時期差がかなりあるが、18世紀末～19世紀初頭の景観を描いた「阿野郡北絵図」は、現在の村境とさほど差がなく、川筋が移動したのは、この絵図を描く前の出来事と推定できるため、少なくとも、この川普請の下限期を示す資料であろう。

なお、この地域の南端から加茂町にかけての綾川の川筋は、古代の土地区画である条里地割の方向に概ね合致している。そのため、この方向に揃えた人工的な河川改修が考えられる。この改修工事がいつ頃おこなわれたのかは不明であるが、讃岐国府の時代を考えるうえで重要な課題にあげられる。

こうした、地形・地名・文献調査をとおして、広い視野から讃岐国府周辺の地域史をたどれば、新たな事実も明らかになる。また、その積み重ねにより、少しでも讃岐国府の時代にせまりたいものである。

（西村）

おわりに

以上述べてきた4つのテーマは、いずれも試論であり、林田の調査成果を今後まとめながら検証作業を行っていきたい。

なお、検討作業の過程で、乗松真也・松田朝由の各氏には有益な御教示を得た。記して感謝申し上げたい。